

事業事前評価表

国際協力機構中東・欧州部欧州課

1. 基本情報

- (1) 国名：トルコ共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名
トルコ南東部 11 県（アダナ県、ハタイ県、カフラマンマラシュ県、ガジアンテップ県、アドウヤマン県、シャンルウルファ県、ディヤルバクル県、エラズー県、マラティヤ県、キリス県、及びオスマニエ県）
- (3) 案件名：中小零細企業のための震災後支援事業（Post-earthquake Support Project for Micro, Small and Medium Enterprises）
L/A 調印日：2023 年 12 月 20 日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における地震被害及び中小零細企業セクターの開発現状・課題及び本事業の位置付け

2023年2月6日及び2月10日にトルコ共和国（以下「当国」という。）南東部を震源地とした地震が発生し、被災地の一部では街全体が壊滅的な被害を受ける等、近年類を見ない大規模な地震被害となった。

当国政府は、2023年3月20日にブリュッセルにて開催されたドナー会合（以下、「ブリュッセル会合」という。）において、被害状況及び今後の復興に係る資金ニーズ等を含む当国復興再建アセスメント（Türkiye Recovery and Reconstruction Assessment。以下、「TERRA」という。）を発表し、この地震による被害総額は2023年（予測）GDPの9%に相当する103,600百万ドルとの試算を示した。

トルコ商品取引所からの情報によると、当国における中小零細企業は民間企業の総売上高の65%、輸出総額の56%、雇用者数の74%、及び企業数の99%を占める当国経済を支える重要なアクターである。被災地域の民間企業のうち、約99%を占める約47万社が中小零細企業であり、中小企業開発機構（Small and Medium Enterprises Development Organization of Türkiye。以下、「KOSGEB」という。）によると、そのうち23.3%を占める約11万社が物的損害を被ったことが確認されており、環境・都市・気候変動省による被災認定を受けている。TERRAによれば、被災地の中小零細企業は労働者の死亡や他地域への避難、工場等の建物及び機材の被害、サプライチェーンの断絶等により大きな打撃を受けている。科学産業技術省は被災中小零細企業の資金ニーズを約9,000百万ドルと試算しており、KOSGEBは震災直後から仮設事業所の提供や無利子ローンの提供等、約512百万ドル規模の支援を行ってきたものの、被災中小零細企業の復旧・復興には更に約8,500百万ドルが必要とされている。

当国政府は、中小零細企業が同国経済を支える柱であることから「第11次国家開発計画2019-2023」においても、中小零細企業の更なる成長のための施策として、中小零細企業の資金アクセス向上、成長阻害要因の解消、政府機関によるコンサルティング機会の提供等を掲げている。更に、TERRAにおいては、被災中小零細企業の機器等の修理及び購入に係る費用を補填する支援強化の必要性が示されていることから、震災を受け、中小零細企業の復旧・復興は当国政府にとって優先度・緊急度が高いことがわかる。

(2) 当該国における地震被害及び中小零細企業セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

日本政府はブリュッセル会合において東日本大震災の経験も踏まえつつ、当国への国際緊急援助隊の派遣や緊急援助物資の供与の他、今後当国への更なる資金協力を具体化していくと宣言している。また、我が国は対トルコ共和国国別開発協力量針（2018年9月）において、「持続可能な経済成長のための支援を通じた戦略的パートナーシップの深化」を基本方針として、「経済を支える強靱な社会基盤づくりへの支援」といった重点目標の下で、同国を支える社会基盤をより強固なものとするための産業人材育成等に係る支援を行うとしており、また、対トルコ共和国 JICA 国別分析ペーパー（2015年3月）においても、ビジネス・投資環境改善のための産業人材育成を重点課題としている。更に、グローバルアジェンダ4「民間セクター開発」では、中小・中堅企業の成長を促すことが途上国の経済発展において重要としている。本事業は、これらの方針・分析と一致すると共に、経済再建を通じた震災からの復旧・復興を目指す当国政府の支援を行うものである。

(3) 他の援助機関の対応

ブリュッセル会合において、国際機関や各国政府が総額約 6,050 百万ユーロ（約 8,500 億円）の支援を表明している。本事業の協調融資先である世銀は、総事業費 135,031 百万円のうち、450 百万ドルの流動性資金の供与につき、2023年8月1日に借款契約を締結済み。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、当国南東部で発生した地震で被害を受けた中小零細企業に対し緊急支援策として流動性資金の供給を行うことにより、中小零細企業の事業再開及び存続、並びに、雇用回復及び維持を図り、もって被災地の早期の復旧・復興に資するもの。

② 事業内容

被災した中小零細企業に対する緊急支援として、流動性資金の供給

(Reimbursable Financing) を返済型の貸付事業として行う。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

・対象企業：(a) 当国の法的ステータス及び形態を基に「中小零細企業」と認定されていること (b) 被災地に登記があり、被災認定されていること（震災後の収入が30%以上減少している企業も含む）(c) KOSGEBが支援対象とする全ての業種 (d) 2022年に3,940ドル以上の売上があること (e) 税金の未払いや社会保障義務の未遂行がないこと。但し、創業直後のスタートアップについては、(d)を満たす必要はない。

・貸付額：給与、固定費（賃料、光熱費等）等の補填を目的として、地域、被害規模、及び企業規模（零細・小・中）に応じて以下の一定額を貸付する。

・貸付期間：2024年1月～2025年12月

・返済期間：本事業による資金貸付は無利子であるものの、返済義務が課される。返済期間は3年、そのうち据置期間は2年。最後の1年に3回の分割払いで返済が求められる。なお、貸付後、グループ1は6か月以内、グループ2は24か月以内に、それぞれ下記の目標を達成できない場合、直ちに全額の返済が必要となる。

- グループ 1：事業を再開又は継続しており、且つ資金受領時と比較して、雇用を維持または増加している。
- グループ 2：事業を再開又は継続しており、且つ雇用を震災前1年間の平均と比較して同数以上に回復している。

(2) 総事業費

135,031百万円（うち、円借款対象額：20,000百万円）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2024年1月～2025年12月（計24ヶ月）。中小零細企業への貸付完了時（2025年12月）をもって事業完成とする。

(4) 事業実施体制

1) 借入人：中小企業開発機構（KOSGEB）

2) 保証人：トルコ共和国政府（The Government of the Republic of Turkey）

3) 事業実施機関：中小企業開発機構（KOSGEB）

4) 運営・維持管理機関：中小企業開発機構（KOSGEB）

KOSGEBは、先行案件「小零細企業迅速支援事業」においてJICAの円借款実施に係る事務手続きを経験済みであるため特段の懸念はない。他方、本事業では、先行案件と比較して対象となる企業数が多いことから、KOSGEB内に設置された本事業実施部隊（Project Implementation Unit、以下「PIU」という。）には先行案件を上回る人数を配置し、更に、KOSGEB地方事務所において支援

スタッフを雇用予定。

(5) 環境社会配慮

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(6) 横断的事項：特になし

(7) ジェンダー分類：GI(S)（ジェンダー活動統合案件）

＜活動内容/分類理由＞震災を受けて女性経営者が困難に直面することが想定されることから、先行案件「小零細企業迅速支援事業」で得られたデータに基づき、中小零細企業に提供する流動性資金のうち、10%を女性が代表を務める企業に提供するため（世銀融資も同様）。なお、KOSGEBは女性が経営する中小零細企業の数・シェアをモニターすることに同意している。

(8) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2023年実績値)	目標値(2027年) 【事業完成2年後】
資金を受領した企業のうち、資金受領後24か月以内に、震災発生前1年間の平均値と比較して雇用を維持もしくは増加した中小零細企業の割合	0	60%
上記中小零細企業の中で女性が代表を務める企業の割合	0	15%
資金を受領した企業のうち、資金受領後24か月以内に、震災発生前1年間の平均値と比較して同額もしくは増額の収入を生み出した中小零細企業の割合	0	70%
上記中小零細企業の中で女性が代表を務める企業の割合	0	15%

(注) 上記の目標値は、協調融資先である世銀と共通の目標値となっている。

(2) 定性的効果

被災地での中小零細企業の金融アクセス改善、及び民間セクターの振興。

(3) 内部収益率

支援対象となる中小零細企業を特定できないため、算出せず。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

流動性資金の供給に係る当国政府方針が変更されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン共和国・インドネシア共和国・ベトナム社会主義共和国向け緊急財政支援円借款の事後評価結果（評価年度：2011年度）では、経済危機対応としての資金供与の効果を高めるためには、資金供与のタイミングの重要性と、速やかな資金供与を行うために手続きの簡素化を図ることが望ましいと指摘されている。本事業は財政支援ではないものの、上記を踏まえ、企業による申請手続き及び実施機関による資格要件確認・貸付手続きはデータベース等を活用し迅速に行うことにより、事務コストを軽減した迅速な貸付金の貸付に繋げる。

7. 評価結果

本事業は、当国の小零細企業セクターにおける開発課題・政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、当国の中小零細企業に対する流動性資金の供給を通じて、中小零細企業の事業存続・雇用維持に資するものである。よって、SDGs のゴール 8（持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進）及びゴール 9（強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成）に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完成2年後 事後評価（世銀と協議のうえ決定予定。）

以上